

業務及び行事等の開催に関する町対処方針 (2022.7.19)–(2023.2.1)

▶基本方針

感染防止と社会経済活動の維持及び日常生活の回復の両立に向け、感染リスクを常に念頭に置きつつ、万が一感染した場合も感染者数の増加を最小限に留めるため、「町主催行事・施設等の使用にあたって、必要な基本的感染防止対策の条件」を遵守すること。

また、必要な感染防止対策を担保できないものについては、原則中止または延期とする。

▶対処期間

当面の間

▶会議について

- ・オンライン会議や書面決裁等を積極的に活用し、対面等が必要な場合については感染症対策の条件を遵守すること
- ・会議後の懇親会等への参加については、その実施内容（感染防止対策等）を把握したうえで判断すること

▶出張について

- ・人数、移動時間、移動手段、出張地の感染状況を勘案し判断すること

▶行事イベント等の開催について

- ・実施判断については感染状況、参加者数等を考慮すること。
- ・行事実施に際しては、町主催行事等の実施条件等を遵守すること

▶施設の利用条件について

- ・施設利用については感染症対策を担保した上で施設管理者が掲げる条件を遵守すること
- ・指定管理先については、開館・閉館についての協議を踏まえ、最終判断は管理者が行うこと

▶その他

感染対策の条件等について、**合理的な判断が必要な場合は本部長、副本部長と協議をおこなうこと**
業務継続を見据え、クラスター発生の抑制を目的とした抗原検査キットの積極的な活用を行う